

事例
No.001

高松地区民生委員・児童委員協議会

《組織について》

民生委員・児童委員 18名
厚生労働大臣から委嘱された委員

《組織の設立経緯》

民生委員法第14条 民生委員の職務内容規定によります。

活 動 内 容

- ①高松小学校生徒の下校時の見守りパトロール、青パト車による巡回
- ②災害時要支援者リストの見直しと要支援者宅訪問
- ③在宅寝たきり高齢者の調査と高齢者宅訪問
- ④65歳以上一人暮らし高齢者の食事会実施（年1回）
- ⑤ママホット広場の開催（高松、砂山、吹上、今福と共同）（月1回）
- ⑥高松小学校、校長、教員PTAとの交流（おもちつき大会、納涼の夕べ等）
- ⑦地域包括支援センターとの情報交換、問題発生時の対応
- ⑧高松地区連合自治会及び各種団体との交流
（高松桜祭り、よさこい踊り、宇須井原神社／矢の宮神社夏祭り等）

工 夫 ・ 問 題 点

- ・高齢者が孤立しないよう、定期的に声かけを行ったりして交流を図ります。

活 動 予 定

- ・行政機関（市高齢者・地域福祉課、生活支援課）や包括支援センターとの連携を密にしていく予定です。

